

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

5月8日からの新型コロナウイルス感染症の「5類」移行に伴い、弊社ではこれまでの感染対策を一部見直し、岐阜県の「新型コロナウイルス感染対策宣言書」（5月8日から運用版）の内容に準拠した感染対策を、以下の通り引き続き実施してまいります。

【換気】

- ・客室（個室）の入り口は常時開放、常時換気扇を稼働し、換気の良い状態を保ちます。

【体調不良時の行動ストップ】

- ・従業員の健康チェックをし、体調不良の場合には出勤しないよう呼びかけます。
- ・発熱がある方や体調が優れない方のご利用は控えていただくようホームページ等で呼びかけます。

【手指衛生】

- ・手指消毒や手洗いをこまめに行うなど、従業員の衛生管理をします。
- ・希望する方が利用できるよう入口など館内に手指消毒設備を設置します。

【感染拡大時の対応】

- ・感染が急拡大している時期などにおいて、国・県・市町村から更なる感染対策の呼びかけ等があった場合は、適切に対応します。

【その他の対策】

- ・ごみの処理、清掃、制服の洗濯等の衛生管理についても宣言書の内容に準拠した対策を行います。

■ 5月8日からの変更点

- ・パーティションは撤去いたします。設置をご希望のお客様は個別にお申し付けください。
- ・1テーブルあたり4名様までの人数制限を終了いたします。

何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和5年5月8日 潜龍